

令和2年6月1日
株式会社サニーライフ
代表取締役 石井 由香理

株式会社サニーライフ職員 各位

株式会社サニーライフの仕事と育児の両立支援制度について

株式会社サニーライフは、下記の育児復帰支援プランに関する措置を規定することにより、職員の皆様が円滑に育児休業を取得しやすく、また、育児休業終了後速やかに職場復帰することを支援する措置を実施することになりました。詳細については、本社担当者（井上：092-521-7710）までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

（育児復帰支援プランに関する規定）

株式会社サニーライフは、育児休業の取得を希望する職員に対して、円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援するために、当該職員ごとに育児復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引き継ぎに係る支援、育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供を含むものとし育児休業を取得する職員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。（規定日：令和2年6月1日）

次世代育成支援対策推進法に基づく
株式会社サニーライフ 一般事業主行動計画

策定日：令和2年6月1日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年6月1日～令和7年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年6月～ 法に基づく諸制度の調査する
- 令和2年7月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員へ周知する

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和2年6月～ 相談窓口の設置について検討する
- 令和2年7月～ 相談窓口の設置について職員への周知する

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 令和2年6月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和2年7月～ 法人または各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定する